

「池田町中小企業・小規模事業者振興基本条例」

< 条文と解説 >

池田町は、西に北アルプス連峰を望む潤いあふれるまちです。豊かな自然環境、先人から受け継いだすばらしい歴史や文化が育ち、充実した医療・福祉施設、精密加工や清酒醸造産業、高品質のワイン用ブドウの栽培、北アルプスの景観や地域資源を活かした観光まちづくりなど、産業が生き生きと息づいているまちとして発展しています。

この豊かな環境に立地する事業所の多くは中小企業・小規模事業者、とりわけ零細な企業が高い割合を占めています。

中小企業・小規模事業者は、それぞれの業種において地域の雇用と経済を支え、伝統及び文化の継承、まちづくりを通じて地域社会や町民生活を支え、生活の向上に貢献し町の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、「働くことに喜びをもち、産業をひらき活力ある町」を実現するには、更なる地域経済の活性化が不可欠となります。

このためには、地域の経済発展の原動力である中小企業・小規模事業者自らが、地域と共生する存在であることを再確認し、町民や地域社会から信頼されるように、責任と役割を果たさなければなりません。

そして町、事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民は、このまちで中小企業・小規模事業者が持続的に発展し、そこに働く人々が生きがいと誇りを持ち、更に、将来を担う子供が夢と希望を育むことができるよう、地域を挙げて支援してまいります。

ここに、町は町民、事業者及び経済団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者の振興を町政の重点課題と位置づけ、地域社会の発展と町民生活を豊かにする施策として総合的に取り組むため、この条例を制定します。

中小企業・小規模事業者の振興に関する基本的な条例として、中小企業・小規模事業者が本町の果たしている役割やその重要性、町、事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民の中小企業・小規模事業者の振興に対する役割など、条例全体の考え方をよりわかりやすく明確にするために、前文をおきます。

(目的)

第1条 この条例は、池田町の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模事業者（以下「小規模事業者等」という。）が担っていることに鑑み、小規模事業者等の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）について、基本方針等を定めるとともに、町、事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民の役割を明らかにし、相互理解を深め、振興施策を総合的に推進し、もって町の経済の健全な発展と町民生活の向上を図ることを目的とする。

本条は、本条例制定の趣旨、この条例によって実現しようとする目的を規定しています。

この条例は、町の小規模事業者等の振興に関する基本的な方向性や姿勢を、小規模事業者等や町民等に示す、いわゆる理念条例です。

町内の小規模事業者等の振興に関して、町、事業者、経済団体、学校、金融機関、更に町民がかかわっていくという理念をもって、当町の経済の健全な発展並びに町民生活の向上を図ることを目的としています。

(資料)

中小企業・小規模事業者の割合

2009年の国の調査では、中小企業は全国に約420万社あり、大企業を含めた全企業数の99・7%。従業員数でも66%を占める。このうち、約366万社(87%)が小規模事業者。

中小企業の個人事業者は243万者(58%)、会社は178万社(42%)。

中小企業全体の従業者数は、約2,834万人。そのうち、約912万人(32%)が小規模事業者の従業者数。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者の会社及び個人で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業・小規模事業者以外の事業を営むもので、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 事業者 町内で事業を営む法人その他団体個人をいう。
- (4) 経済団体等 商工会その他地域産業の振興を目的とする団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第124条に規定する学校をいう。
- (6) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。

本条は、本条例中での用語の定義をしています。

(基本方針)

第3条 小規模事業者等の振興は、次に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 小規模事業者等の振興は、国、長野県、事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民との連携・協力により推進するものとする。
- (2) 小規模事業者等の振興は、町外からの財の獲得や町内事業者間の取引の活性化など、小規模事業者等による地域における経済活動の活性化を目指して推進するものとする。
- (3) 小規模事業者等の振興は、小規模事業者等の自主的な努力及び創意工夫による取組を尊重して推進するものとする。
- (4) 小規模事業者等の振興は、雇用の確保及び拡大をもたらすことから、町内の頑張る小規模事業者等を支援することにより推進するものとする。
- (5) 小規模事業者等の振興は、小規模事業者等が、地域社会と共生し続ける存在として、町民の認識の向上を図ることを推進するものとする。

本条は、条例全体にわたる小規模事業者等の振興にかかる基本方針、基本的な考え方を規定しています。

また、中小企業基本法第3条の基本理念には、「独立した中小企業者の自主的な努力が助長される」ことを旨とし、「経営の革新及び創業が促進され」、「経営基盤が強化され」、「並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化される」ことを主な理念として掲げられています。この趣旨を踏まえ、当町の小規模事業者等の振興を推進する基本的な考えを規定しています。

- (1) 小規模事業者等の振興を推進するためには、国、長野県、経済団体、学校、金融機関及び町民と連携・協力して取り組む必要があることを明確にしています。
- (2) 小規模事業者等自らが「財」の域外からの獲得、域内事業者間での取引を活発に行うことが、地域経済を活性化し、さらには当町の発展につながることから、小規模事業者等の振興に取り組むことを明確にしています。
- (3) 小規模事業者等が、経営の革新を積極的に取り組み、新商品や新サービスの開発など創造性に富んだ事業活動を行うことにより、新たな産業の創出や、市場競争の促進につながっていくことが期待できることから、これらを尊重し推進することを明確にしています。
- (4) 地域経済の活性化のため、町内で頑張っている小規模事業者等を支援することは、新たな雇用が創出され、定住人口の拡大も期待でき、町の発展につながることから、これを池田町で支える必要があることを明確にしています。
- (5) 小規模事業者等自らが、地域社会の一員として池田町の活性化のために頑張ることは、町民が小規模事業者等についての理解を深め、その必要性を再認識することにつながるため、積極的に努力することを明記しています。

※地域社会を維持発展させるためには経済活動が必要。「域外から資金を呼び込む力」と「域内に資金を循環させる力」、それを動かす「人材」が地域経済発展の要となる。

又、町民、域内事業者、行政は消費者として直接間接に顧客として経済循環の一翼を担っている。中小企業と互惠関係にある経済主体であると捉えることができる。

(基本的施策)

第4条 前条の基本方針に基づき、町が講ずべき基本的施策を次のとおり定める。

- (1) 小規模事業者等の経営基盤の強化に対する支援。
- (2) 小規模事業者等の技術力及び経営力の高度化を図ること。
- (3) 小規模事業者等、事業者、経済団体、学校及び金融機関との連携強化を図ること。
- (4) 小規模事業者等の事業活動を担う人材を確保し、育成し、及び定着の推進を図ること。
- (5) 小規模事業者等の新たな事業活動の推進を図ること。
- (6) 小規模事業者等の販路拡大の推進を図ること。
- (7) 小規模事業者等に関する情報発信の強化を図ること。
- (8) 商店街等のまちづくり環境整備への支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

本条は、本条例の基本方針に基づき、町が取り組むべき基本施策を次の各号により規程します。

- (1) 「経営基盤の強化」を図るためには、資金・設備・技術・人材・情報等の経営資源の確保や充実を図ることが重要となりますが、小規模事業者等自らの力のみでこれらを充実することは難しい場合があるため、適切な支援にとり組むことを明記しています。
- (2) 「技術力の高度化及び経営の革新」を図るためには、小規模事業者等が自らの技術力や経営力について自主的に強化することができるよう、個々の実情や水準を見極めながらそれぞれに応じた適切な支援に取り組むことを明記しています。
- (3) 小規模事業者等が、業種や町域の内外に関わらず、小規模事業者等や大企業者、商工会など経済団体、学校、金融機関及び町民との連携を図ることが、事業活動の拡大、受発注の協力関係の構築、経営の革新・技術力の強化・創業等につながるため、連携強化が図れる施策に取り組むことを明記しています。
- (4) 小規模事業者等において「人材」は重要な経営資源の一つであることから、継続した人材の確保、後継者の育成、人材の高度化支援、学校との連携による人材確保・育成、小中学校等世代の産業の担い手への啓発等施策に取り組むことを明記しています。
- (5) 小規模事業者等が、個性を発揮し、自社の経営資源を活かし、池田町の地域資源を活用するなどの創意工夫により、新たな分野への進出や、新規創業ができるよう、その事業活動が推進できる施策に取り組むことを明記しています。
- (6) 小規模事業者等の製品やサービス、創意工夫により開発した新製品等の販路の拡大が図れるよう適切な支援に取り組むことを明記しています。
- (7) 「情報発信」を強化するためには、町内事業者の様々な情報を積極的に収集し、これを戦略的に発信することが、小規模事業者等の販路開拓、製品への付加価値向上、町のブランド化、さらに小規模事業者等についての町民の理解の促進にもつながることから、これを推進する施策に取り組むことを明記しています。
- (8) 「商店街等のまちづくり環境整備」については、地域経済の活性化及び町民の多様なニーズに対応するため、地域に密着した特色ある小規模事業者等をつくり、イベント、

調査・研究、また、地域課題解決のため、事業者と町民等が協働する仕組み、町民と事業者の交流機会の提供、相互理解を深める場づくりなどの施策に取り組むことを明記しています。

さらに、消費者利益の保護を図るとともに、町民が安心して商品やサービスを購入できるように条件整備を行い、事業者の生産活動が円滑に行えるよう、消費生活に関する苦情相談や調査・監視活動を充実する施策等にも取り組んでいく必要があると考えています。

(町の役割)

- 第5条 町は、前条の基本方針及び基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査及び研究を行い、財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 町は、振興施策を実施するに当たっては、国、長野県その他の地方公共団体、事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民と協働し、効果的に実施するように努めるものとする。
- 3 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内の小規模事業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

本条は、小規模事業者等の振興に関する町の役割を規定しています。

- (1) 町として、小規模事業者等の振興のため、基本方針や基本施策に基づき、適切な調査を行い、その結果を踏まえた振興施策を推進するために必要な予算の処置を行うようにすることを規定しています。
- (2) 振興施策を推進するために、町は、国や県をはじめ、他の自治体、事業者、経済団体、学校、金融機関、さらに町民と協働し、効果的に取り組む必要があることを規定しています。
- (3) 官公需法第7条の規定により、国の施策に準じ、予算の適正な執行に留意しながら、町内の小規模事業者等の受注機会の増大に努めることを規定しています。

※「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)

第7条 地方自治体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(事業者の役割)

- 第6条 小規模事業者等は、地域社会と調和するよう十分配慮しながら、経済・社会情勢の変化に対応して自主的な努力及び創意工夫により、経営基盤の強化、事業活動の向上及び改善に努めるものとする。
- 2 小規模事業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域からの雇用の促進、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに努めるものとする。
 - 3 小規模事業者等は、地域の将来を担う人材を育成するため、町内の学校と連携し、職業への理解の向上に努めるものとする。
 - 4 小規模事業者等は、町内において生産され、製造され、又は加工される製品及び町内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。
 - 5 大企業者は、小規模事業者等が地域社会の発展に欠くことのできない存在であることを認識し、ともに地域社会に貢献するように努めるものとする。
 - 6 事業者は、経済団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、経済団体が行う小規模事業者等振興のための事業（以下「振興事業」という。）及び町が行う振興施策に、積極的に協力するものとする。

本条は小規模事業等の振興を推進していくために、事業者（中小企業、小規模事業者、大企業者）の役割について規定しています。

(1) 基本理念にあるとおり、小規模事業等の自主的な努力が必要であることを明確にしています。特に「経営の基盤の強化」、「人材の育成」、「地域からの雇用の促進及び雇用環境の充実」に努めることを規定しています。

また、小規模事業等は地域の一員として、自然環境、経済環境、社会環境などとの調和を図りながら事業活動を行うことが必要と考えています。

(2) 小規模事業等は事業活動に従事する従業員の職業能力の向上、従業員の福利厚生の実、労働環境の向上に、積極的に努めるよう規定しています。

(3) 小規模事業者等は、地域の将来を担う人材を育成するため、町内の学校と連携し、仕事に関する講演や職場見学、職場体験などに協力するよう努めることを規定しています。

(4) 小規模事業者等は、町内で生産、製造、または加工される製品及び町内で提供されるサービスについて、町内の事業者間での取引を活発化することにより、地域における経済活動が活性化され、ひいては、町民生活の向上につながることを考えられるため、これに努めるよう規定しています。

(5) 大企業は、事業活動を展開する場合、その一つとして、小規模事業等の協力や役割があること、また、小規模事業者等が地域経済の基盤を形成し、町内の健全な発展及び町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識することが大切であり、小規模事業者等とともに、地域における社会貢献活動、地域活性化に資するイベント等への協力、地域における課題解決や信頼関係の構築に努めることを規定しています。

(6) 事業者は、地域社会の一員として、町の社会貢献活動、地域活性化のためのイベント等に取り組む経済団体への協力及び加盟に努め、振興事業及び振興施策に、積極的に協力するよう努めるよう規定しています。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、小規模事業者等の自主的な努力を促し、かつ、創意工夫の取組を支援するものとする。

2 経済団体等は、人々が集うにぎわいの場の発達を目指し、振興事業を推進するとともに、町が行う振興施策に協力するものとする。

本条は、本条例の基本方針に基づき、小規模事業者等の振興に関する経済団体の役割を規定しています。

(1) 経済団体は、町内の小規模事業者等が自主的な努力及び創意工夫により、「経営の革新及び創業の促進」、「経営基盤の強化」、「経済的社会的環境への適応」などへ取り組むことが、地域経済の活性化、町の発展につながることから、これを支援していくことを明確にしています。

(2) 近年の消費の低迷、郊外への大型商業施設の進出、消費者・生活者ニーズの多様化、経営者の高齢化及び後継者難などの、経済的・社会的な問題があきらかとなり、町内の小規模事業者等は厳しい状況下にあります。

しかし、小規模事業者等が、地域への社会貢献活動やイベント等を行うなど、町のにぎわいや活力を生み出す、まちづくりの重要なパートナーであることから、経済団体は、町と連携・協力して振興施策に取り組むとともに、振興事業を積極的に推進することを規定しています。

(学校の理解と協力)

第8条 学校は、児童、生徒及び学生並びにPTAに対し、小規模事業者等の事業活動が町の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促し、振興事業及び町が行う振興施策への参加に配慮するよう努めるものとする。

2 学校は、児童、生徒及び学生に対し、小規模事業者等と協働して職業に関する理解と体験の機会を提供し、一人一人の勤労観、職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

3 高校は、小規模事業者等が取り組む事業活動に協力し、産官学連携の促進により、人材の育成に努めるものとする。

本条は、本条例の基本方針に基づき、小規模事業者等の振興に関する学校の理解と協力を規定しています。

(1) 小規模事業者等の発展は、当町の活性化に深く関わっていることから、学校も、小規模事業者等が果たしている重要性を理解するとともに、それぞれの段階に応じた連携・協力により取り組むよう求めています。

また、学校は、振興施策及び振興事業に対し、児童、生徒並びにPTAが、参加できるように配慮するように求めています。

(2) 現在、少子高齢化社会の到来、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等が進む中、就職・進学を問わず、社会環境は大きく変化しています。このような中、若者の勤労観、職業観の未成熟や、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さが指摘されています。そこで、小・中・高から「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育の推進が求められています。

さらに、地域の将来を担う人材を育成するためには、町内の事業所との連携・協力が不可欠であり、そのために、仕事に関する講演や職場見学、職場体験など、積極的に実施するよう求めています。

※ここでは、学校に対して協力することを義務付けるものではなく、あくまで協力を依頼するものです。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、小規模事業者等が経営の革新、経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、小規模事業者等の成長発展に協力するように努めるものとする。

本条は、本条例の基本方針に基づき、小規模事業者等の振興に関する金融機関の役割を規定しています。

小規模事業者等が事業活動を行う上で、円滑に資金を調達できることは不可欠です。

小規模事業者等を支援することが、本町の発展に関わっていることなど、金融機関も、小規模事業者等が果たしている重要性を理解し、経営基盤の強化や経営革新への支援について、より一層の努力に努めることを規定しています。

(町民の理解と協力)

第 10 条 町民は、小規模事業者等の振興が町民生活の向上に果たす役割を理解し、小規模事業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町内において生産され、製造され、又は加工される製品及び町内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

本条は、本条例の基本方針に基づき、小規模事業者等の振興に関する町民の理解と協力について規定しています。

(1) 小規模事業者等が創意工夫を生かし経営の向上を図ることにより、新たな産業の創出、職業の機会の増大、市場における競争の促進、地域における活性化を促進するなど、町の発展に重要な役割を果たしていることについて、町民一人ひとりが理解を深めていくとともに、振興施策及び振興事業に協力するよう努めることを求めています。

(2) 町民は、町内の事業者により生産、製造、または加工される製品及び町内で提供される商業サービスについて利用することが、地域における経済活動の活性化、さらに、町の発展につながることを考えられるため、これに努めるように規定しています。

(3) 町民は、小規模事業者等が池田町内で共に生活する地域社会の一員である視点により、町のにぎわいや、関心を持つよう努めることを求めています。

※ここでは、町民に対して協力することを義務付けるものではなく、あくまで協力を期待するものです。

(池田町中小企業・小規模事業者振興円卓会議)

第 11 条 本条例に掲げる目的の達成に向けて、事業者、経済団体、学識経験者、金融機関、町民その他の多様な構成員により、池田町中小企業・小規模事業者振興円卓会議を設置する。

2 前項に定めるもののほか、円卓会議の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

本条は、小規模事業者等の振興のために取り組む事項について町、事業者、経済団体、金融機関、及び町民その他多様な構成員により「池田町中小企業・小規模事業者振興円卓会議」を設置することを規定しています。

円卓会議は、具体的な振興施策を審議し、必要に応じて調査・研究を行い、さらに効果的かつ実効性ある事業を、町長に提案し、その実施内容について P D C A (Plan 計画・Do 実行・Check 評価・Action 改善) サイクルによる検証を行います。

また、この円卓会議には、テーマ若しくは小委員会を設置し、それぞれが本条例の基本方針に基づき、自主的かつ積極的に推進することとします。

取り組み項目は規則で規定

円卓会議は、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 振興施策について審議し、必要に応じて、調査及び研究を行うこと。
- (2) 効果的かつ実効性のある振興施策については、町長に提案するとともに、検証を行うこと。
- (3) 円卓会議には、テーマ及び課題別の小委員会を設置することができることとする。
- (4) 町長は、円卓会議において、振興施策の実施状況を報告するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

本条は、本条例により小規模事業者等の振興のための事業を推進していく中で、必要となることについて、町長が別に協議して定めることを明確にする委任規定です。

(資料)

定義 (中小企業基本法)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

1. 中小企業 中小企業基本法第2条第1項

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項 (中小企業者の範囲及び用語の定義)

製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

3. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

第一条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数以下のものをいう。

製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

4. 零細企業

法的な定義はない。中小企業より更に規模の小さい企業を指す。

わずかな資本・設備で経営する、ごく規模の小さい企業。

一般に従業員10名以下の企業を指す場合が多い。